

平成27年度第1回

国立市立学校給食センター運営審議会次第

日時：平成27年7月23日(木)午後2時

場所：国立市立学校第一給食センター会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 委嘱状交付

(2) 平成27年度役員選出について(資料1)

(3) 平成27年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定について(資料2)

(4) 平成27年度学校給食センターの事業計画等について(くにたちの学校給食)

(5) その他

3. 閉 会

平成 27 年度役員選出について

1. 会長の選出（1名）
2. 副会長の選出（1名）
3. 監査員の選出（2名）
4. 関連規定

(1) 国立市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、本市に次の学校給食センターを設置する。

名称	位置
国立市立学校第一給食センター	国立市富士見台2丁目47番地の3
国立市立学校第二給食センター	国立市富士見台2丁目47番地の4

(管理、運営)

第2条 国立市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)は、国立市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理運営する。

(職員)

第3条 給食センターに所長その他必要な職員をおく。

(事業)

第4条 給食センターは、学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に掲げる目的を達するために、国立市立小学校および中学校の学校給食用物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行なう。

(運営審議会)

第5条 給食センターに運営審議会をおく。

2 運営審議会は、学校給食に関する管理運営事項を審議し決定したことを委員会に答申する。

3 運営審議会委員は、委員会が委嘱する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則(省略)

(2) 国立市立学校給食センター運営審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、国立市立学校給食センター設置条例(昭和43年4月国立市条例第7号)第5条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 国立市立学校給食センター運営審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者を委嘱する。

- (1) 市立学校長代表 1名
- (2) 市立学校給食主任代表 1名
- (3) 市立学校食育リーダー代表 1名
- (4) 市立学校保護者代表 各校1名
- (5) 市立学校医代表 1名
- (6) 市立学校薬剤師代表 1名
- (7) 学識経験者 若干名

(任期)

第3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 審議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

2 役員は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し会議を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

5 監査員は、給食費の経理について定期および臨時に監査を行ない、その結果を審議会に報告しなければならない。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のとき会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、給食センターにおいて処理する。

附 則(省略)

(3) 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例 (抜粋)

第 1 条 国立市特別職の職員で非常勤のもの (以下「特別職の職員」をいう。) の報酬および費用弁償は、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条 前条の特別職の職員は次のとおりとする。

(28) 給食センター運営審議会委員

第 4 条 第 2 条第 15 号から第 60 号までの特別職の職員の報酬は、別表第 2 による。

第 6 条 特別職の職員が公務のため管外に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額は、市長に対して支給する旅費の例による。

第 7 条 特別職の職員が他の特別職の職員を兼ねる場合においては、報酬の併給を妨げない。ただし、1 日のうちに重複して出張したときは、その者本来の職に対してのみ費用弁償として旅費を支給する。

第 8 条 この条例に定めるもののほか、その支給方法については、一般職の職員の例による。

2 その他必要な事項については、市長が定める。

付 則 (省略)

別表第 2

職名	報酬額
給食センター運営審議会委員	日額 9,100 円

平成 27 年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定について

1. 任 期 平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで

2. 会議予定

	日 時	主な予定内容
第 1 回	7 月 23 日 (木) 午後 2 時から	委嘱状交付 平成 27 年度役員選出について 平成 27 年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間 予定について 平成 27 年度学校給食センターの事業計画等について
第 2 回	9 月 25 日 (金) 午後 2 時から	事業報告について 学校給食費収支状況について (8 月 31 日現在) 給食センター更新について
第 3 回	11 月 26 日 (木) 午後 2 時から	事業報告について 視察について 給食センター整備基本計画策定の中間報告について
第 4 回	平成 28 年 1 月 28 日 (木)	他市視察研修
第 5 回	2 月 25 日 (木) 午後 2 時から	審議会記録の確認について 事業報告について 学校給食費収支状況について (12 月 31 日現在) 平成 28 年度事業計画について 給食センター整備基本計画案について
第 6 回	6 月 23 日 (木) 午後 2 時から	平成 27 年度事業報告について 平成 27 年度学校給食費決算報告について 平成 27 年度事業総括について

(1) 主な審議内容について

給食費の徴収について

食育の推進について

残菜について

施設整備について

給食センター整備基本計画策定状況について

そのほか学校給食運営について

(2) 視察の実施について

3. 平成26年度国立市立学校給食センター運営審議会の経過（参考）

	開催日	審議内容等
第1回	7月24日（木）	委嘱状交付 平成26年度役員選出について 平成26年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定について 平成26年度学校給食センターの事業計画等について その他
第2回	9月25日（木）	事業報告について 学校給食費収支状況について（8月31日現在） 学校給食費の今後の状況について その他
第3回	11月27日（木）	講話「小・中学校における食物アレルギー児への対応」 事業報告について 学校給食費の今後の状況等について その他
第4回	平成27年 1月22日（木）	事業報告について 学校給食費の今後の状況等について その他
第5回	2月19日（木）	事業報告について 学校給食費収支状況について（12月31日現在） その他
第6回	6月25日（木）	事業報告について 平成26年度学校給食費決算報告について 平成26年度事業総括について その他

4. 過去の視察について（参考）

年度	視察場所
平成19年度	なし
平成20年度	南アルプス市立白根・八田学校給食センター（山梨県） 昭和町立学校給食センター（山梨県）
平成21年度	多摩市南野調理所（多摩市）
平成22年度	東毛酪農業協同組合（群馬県太田市）
平成23年度	同位体研究所（神奈川県横浜市）
平成24年度	東毛酪農業協同組合（群馬県太田市）
平成25年度	立川市学校給食共同調理場（立川市）
平成26年度	なし